

策定年月	平成24年3月
一部改正	平成27年3月

第2次亀岡市元気農業プラン

～活力あるにぎわいの農業振興～

亀 岡 市

はじめに

本市では、亀岡市元気農業プランを平成18年11月に策定し、5つの分野の担い手（人・組織）づくりに取り組んできました。

今後の農業施策を総合的かつ計画的に進めていくためには、農政を取り巻く情勢の変化や本市が有する特性を見極め、本市農業の将来にわたる持続的な発展をめざした農業施策を推進していく必要があります。

このことから今回、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を上位計画とし、今後5年間の中長期的な農業施策の展開方向を示す計画として、「亀岡市元気農業プラン」の見直しを行いました。農業の生産・消費両面からの5つの基本理念のもと、施策体系を改めて設定し、本市が取り組む農業施策の指針とすることとします。

5つの基本理念

- 1. 農業の経営安定
- 2. 担い手育成
- 3. 環境の保全と農業・農村の多面的機能維持
- 4. 都市農村交流と地域活性化
- 5. 地産地消と食農学習の推進

農業・農村を取り巻く情勢

情勢

現在の農業・農村を取り巻く情勢は、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化など危機的な状況にあり、安全・安心な農産物の安定供給のためにも、農業の産業としての持続性を回復し、農村の再生を図ることが急務な状況です。

国の動き

国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成22年3月に策定され、平成32年度までに食料自給率を50%に引き上げる目標が設定されるとともに、国民全体で農業・農村を支える社会の創造をめざし、農業・農村

の6次産業化を柱に、新しい農政の確立に向けた施策が展開されています。

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給する役割に加えて、国土の保全、美しい景観の形成、伝統文化の継承等、国民の暮らしに重要な役割を担っています。

しかしながら、我が国の農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことは待ったなしの課題です。このため、農業の構造改革を加速するとともに、輸出拡大や6次産業化等農業を産業として強化し、農業・農村の所得の倍増を目指すことにより、若者たちが希望を持つことができる農業・農村を創り上げることが必要ということで、国において平成25（2013）年に我が国の農林水産業と地域の活力を創造する政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されました。

このプランでは、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と国土保全といった多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。具体的には、①国内外における新たな需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値の向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築等の収入を増大させる取組を推進するとともに、③農地中間管理機構を通じた農地の集約化等生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し等の取組を通じた生産現場の強化を図ることに加えて、④高齢化が進行する農村の構造改革を後押ししつつ、棚田等の良好な景観を将来世代に継承するため、農村の多面的機能の維持・発揮を促進する取組を掲げ、この4本の柱を軸として政策を再構築するとともに、当該プランに基づき若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた施策が展開されていくと言われております。

課題

このように農政の大きな転換期を迎える中で、農業経営の安定と国内生産力の向上を図るとともに、農業の多面的機能の維持と地域農業の振興を図るため、本市の優位性を最大限に活かし、各地域の実情や特性を踏まえた対策を講じていく必要があります。

亀岡市の特性

位置

本市は、京阪神大都市近郊の利便性に優れた場所に位置し、府下有数の広大な農地を有することから、京都の穀倉地として高い農業生産力を誇ってきました。

農家・農地・組織

農家は、水稻栽培を中心とした兼業農家が大半を占め、農地は、川東地域の平坦部にまとまって存在するほか、中山間部から山間部までの各所に存在しています。

各集落には農家組合等が組織され、地域の特性を活かした産地づくり対策が進められています。

食農交流

一方、農業・農村は、食料生産のみならず、ゆとりや癒し、自然環境の保全、都市農村交流の促進など幅広い機能を有しています。本市では、こうした地域の多様な資源を活用し、地産地消とにぎわい創出を推進するため、「食」と「農」の総合的な施策を展開しています。

農業振興

こうした状況を踏まえ、都市と農村の両面を有する本市においては、今後も地域の活性化には農業振興が大きな役割を果たすものと考えており、行政、農業者、農業関係機関・団体、消費者等が、それぞれの役割分担のもとに取り組みを進めていく必要があります。

1. 農業の経営安定

■背景・課題

近年の我が国の食料自給率（供給熱量ベース）は、平成12年度以降は40%前後で推移しており、先進国の中では最低水準にあります。国では、食料・農業・農村基本計画において平成32年度までに食料自給率を50%（供給熱量ベース）に引き上げるという意欲的な目標を掲げています。

この目標達成に向けては、生産面、消費面の取り組みが必要です。特に生産面においては、農地を最大限活用し、麦、大豆等の土地利用型作物の生産拡大、単収・品質の向上をめざした技術開発と、ほ場整備事業の推進並びに耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保が重要となっています。

また、米の需要が年々減少し、米価も下落する中で、地域農業のめざすべき将来像を描くことができる産業としての農業の再生が求められ、国において、平成25年度に、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくことを目指して、新たな農業・農村政策の方向性を示し、今後の我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されたところです。平成26年度からは同プランに基づいた新たな政策を活用する中で、「水田フル活用ビジョン」を策定し、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を図り、省力化、低コスト化等を含めた安定的な生産が継続できる体制確立のための取り組みを進めます。

■振興目標

- 地域特性を最大限活かした多様な水田利用を推進します
- 需要に応じた農産物の生産計画の策定と効率的な生産体制確立を図ります
- 安全で高品質な農畜産物の安定供給と生産基盤の強化による経営安定を図ります
- 農業における亀岡の魅力を発信し、売れるものづくりを推進します

■振興策

①【需要に応じた農産物の計画的な生産】

- ・地域特性を活かした生産計画の策定

②【販売戦略の確立】

- ・品質向上とブランド化の促進による特産品の生産振興
- ・安全・安心な農産物の生産振興
- ・情報発信と積極的な販売活動の促進

③【継続性のある生産体制の確立】

- ・多様な農業経営体の確保・育成
- ・最新技術の導入等による安定生産体制の確立

④【農業生産基盤の整備】

- ・ほ場整備事業の推進
- ・遊休農地の解消

2. 担い手育成

■背景・課題

農業の兼業化や農業従事者の高齢化が進行してきたことにより、農業の担い手不足が深刻化しています。農業が産業として発展していくためには、意欲ある農業者が、他産業と同等の労働時間で同等の所得を確保できる経営体制を確立する必要があります。

こうしたことから、認定農業者をはじめとした中核的な担い手の確保・育成を図るとともに、女性や高齢者の能力発揮、新規就農者の確保・育成に向けた多様な担い手への支援を行っていく必要があります。また、厳しい市場状況を勝ち抜く力をつけるため、集落内での営農組織や農作業受託組織の経営強化への取り組みに支援を行うとともに、法人化や経営の多角化（6次産業化等）に向けた取り組みへの支援を積極的に進めます。

■振興目標

- 地域の実情に応じた担い手の確保・育成を推進します
- 認定農業者及び集落営農組織の経営強化を推進します
- 京力農場プランの策定を支援し、集落営農の強化を推進します
- 農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を推進します
- 加工による亀岡産農作物の新たな活用方法を検討し、農業経営の強化を図ります

■振興策

①【意欲のある担い手の確保・育成】

- ・中核的な担い手の育成・支援
- ・新規就農者の確保・育成
- ・若手農業者、女性や高齢者の生産者ネットワークの構築

②【認定農業者及び集落営農組織等の経営強化支援】

- ・経営管理や組織運営の改善に向けた支援
- ・法人化等に向けた取り組みへの支援
- ・経営感覚に優れた経営体の育成

③【農地集約化の推進】

- ・経営規模の拡大に向けた農地の利用集積等の推進
- ・土地利用型農業における省力、低コスト化生産技術の確立

④【農業経営の多角化への支援】

- ・経営の多角化（6次産業化）の推進
- ・加工や観光資源の活用による付加価値の創造

3. 環境の保全と農業・農村の多面的機能維持

■背景・課題

大気汚染や水質汚濁をはじめとした環境問題への意識が高まる中で、農業分野においても環境保全、資源の有効利用に取り組むことが求められています。

また、農業生産面からも、農業従事者の減少や高齢化の進行に伴う遊休農地の増加が懸念され、さらには、農地のみならず農道や水路などを共同で維持管理する集落機能も低下しつつあります。

こうしたことから、環境への負荷を軽減した農業の取り組みを一層進めるとともに、農業が有する国土の保全、水源の涵養、美しい景観の形成などの多面的かつ公益的な機能が守れるように、集落営農組織等による地域営農サポート体制の確立など、農地を耕作し管理できる仕組みづくりを支援します。また、農業がもたらす様々な恵みや農業・農村のすばらしさを消費者へ発信していきます。

■振興目標

- 農業生産活動に伴う環境負荷の低減（農薬、化学肥料の使用低減）を図ります
- 環境保全型農業の推進と農業生産力の安定化の両立を図ります
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・向上を推進します

■振興策

①【人と環境にやさしい循環型農業の推進】

- ・ 耕畜連携による自然循環型農業の拡大
- ・ 土づくり、施肥、病虫害・雑草防除対策等の改善・向上
- ・ エコファーマー制度の周知・啓発
- ・ 炭素埋設農法（カーボンマイナス）の取り組みの推進

②【農地を耕作し管理できる仕組みづくりの構築】

- ・ 集落営農組織や農作業受託組織への支援
- ・ 景観形成作物、地力増進作物の栽培促進

③【地域ぐるみの保全活動や維持管理体制の推進】

- ・ 地域共同による農村保全活動への支援
- ・ 中山間地域の活性化

4. 都市農村交流と地域活性化

■背景・課題

米をはじめとする農産物価格の低迷等により、農業に対する魅力や意欲が低下する中で、特に、中山間地域をはじめとする農村集落においては、高齢化や過疎化が他の地域に比べて進行していることから、地域社会としての活力や人のつながりが失われつつあります。

そこで、都市近郊に位置する立地特性や自然環境などの地域資源を活かした都市農村交流を促進するとともに、地域資源を活用した地域コミュニティ活動の展開などを通じて、地域活性化につなげ、にぎわいと活力のある農村地域社会を構築し、地域力の向上を図ります。

また、旧城下町や田園環境などの地域資源を有効活用し、観光など他分野と連携する中で、元気農業のまち「亀岡」を市内外に広くアピールし、農業振興につなげます。

■振興目標

- 都市農村交流を推進します（学びや癒し等の機能の活用）
- 地域資源を活用した農業・農村の振興を図ります

■振興策

①【食と農を通じたにぎわいづくり】

- ・農業体験、食農体験の機会提供への支援
- ・市民農園、農業体験農園の開設支援
- ・農業に携わる機会の充実、就農意欲の向上への支援
- ・農業サポーターによる農業の支援

②【食材の提供機会の充実】

- ・地元産品直売所の販売促進活動への支援
- ・地元産食材のPRと供給体制の充実
- ・食の安全と消費者の信頼確保

③【商工業や観光との連携】

- ・地域食材の流通・販売拠点の拡充
- ・地元農産物のブランド化への取り組み支援
- ・地域特性を活かした商工・観光振興への取り組み支援

5. 地産地消と食農学習の推進

■背景・課題

食生活の変化や食の安全・安心を求める動きの活発化など、食の多様化が進む中で、消費者ニーズを的確にとらえた農産物の生産振興を図っていく必要があります。

また、食生活における栄養バランスや食習慣の乱れ、食に関する知識の不足等が進む一方で、健全な食生活に対する意識も高まるなど、食を取り巻く情勢が大きく変化しています。

このことから、「食」と「農」に対する理解促進の取り組みを進めるとともに、安全・安心な亀岡産食材の地産地消を推進し、農家・農村の活性化、健康づくり等につながる取り組みを展開します。

また、将来を担う子どもたちには、「栽培」から「収穫」、「調理」までの食農体験学習などの農業とのふれあいを通じた食農学習の推進を図ります。

■振興目標

- 食と農の理解促進活動を推進します
- 地産地消を通じた消費拡大と生産者と消費者のふれあいの創出を図ります
- 食農学習と健康づくりを推進します

■振興策

①【食と農の理解促進】

- ・食と農と健康に関する情報の発信・提供
- ・将来を担う子どもたちへの食と農の理解促進
- ・生産者と消費者をつなぐ取り組みの充実

②【食農学習の促進】

- ・学校給食における地元産食材の利用拡大
- ・小、中学校における食農体験学習の拡大・支援

③【地域の「食」と「食文化」の普及・継承】

- ・地域の風土に根ざした伝統的な郷土食や行事食等に関する情報の発信
- ・地元産食材を利用した料理教室等の実施

1. 農業の経営安定

■具体的な施策

①【需要に応じた農産物の計画的な生産】

需要に応じた米生産の推進
・需要量に関する情報提供 ・よりきめ細かい米の需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等需要に見合った米生産の実現を図るための環境整備 ・生産者が自らの経営判断や販売戦略に基づく需要に応じた生産の推進
地域特性を活かした生産計画の策定
・麦、大豆等の土地利用型作物及び飼料用米等非主食用米の作付け拡大による農地有効利用の促進 ・地域特産品（小豆・京野菜等）の生産振興 ・景観形成作物の作付けによる観光部門と連携した水田利用の拡大 ・女性や高齢者、中山間地でも栽培可能な地産地消に対応した農作物の生産振興

②【販売戦略の確立】

品質向上とブランド化の促進による特産品の生産振興
・農薬、化学肥料の低減による環境に配慮した取り組みの促進 ・畜産堆肥の施用と疎植栽培による良食味米づくりの促進と京都丹波米ブランドの確立 ・亀岡ならではの逸品、新たな特産品についての検討 ・亀岡牛のブランド化支援をはじめとする畜産振興 ・農商工連携による複合的な産業振興の推進
安全・安心な農産物の生産振興
・消費者に信頼される安全・安心・新鮮な亀岡産農産物の生産振興 ・GAP（農業生産工程管理）の導入推進 ・家畜衛生対策の強化

情報発信と積極的な販売活動の促進
・ 亀岡ブランドの P R ・ 販売活動の強化と独自性の探求 ・ 直売所や朝市を通じた地産地消の推進と農産物の販売促進

③【継続性のある生産体制の確立】

多様な農業経営体の確保・育成
・ 集落営農の育成、法人化による生産性の高い地域営農体制の確立 ・ 新規就農者の確保、育成に向けた積極的な支援 ・ 女性や高齢者等の多様な担い手による能力発揮の機会づくり
最新技術の導入等による安定生産体制の確立
・ 栽培技術の高位平準化、均一化による安定生産と生産拡大 ・ 安定出荷できる機械化体系の確立

④【農業生産基盤の整備】

ほ場整備事業の推進
・ 地域の実情に応じた営農計画の策定とほ場整備事業の推進
遊休農地の解消
・ 農業振興地域整備計画の適正な管理と見直しの実施 ・ 認定農業者や集落営農組織への農地利用集積の促進 ・ 遊休農地の活用につながる作物・活用方法の検討 ・ 中山間地域等直接支払の実施 ・ 地域ぐるみの共同活動を通じた農地や水利施設の維持管理 ・ 効果的な有害鳥獣対策の実施 ・ 広域的で横断的な連携による鳥獣被害の軽減

2. 担い手育成

■具体的な施策

①【意欲のある担い手の確保・育成】

中核的な担い手の育成・支援
・認定農業者制度の趣旨・メリット等の周知と情報提供 ・経営改善に向けた個別相談、研修会等の実施 ・集落営農組織化に向けた地域別座談会の実施
新規就農者の確保・育成
・新規就農者支援事業の実施 ・若い農業者の情報交換会や地域別営農座談会の開催 ・新規就農希望者相談の実施
若手農業者、女性や高齢者の生産者ネットワークの構築
・加工施設設置への支援充実 ・加工施設を中心とした地域の雇用創出 ・女性や高齢者の能力発揮、交流の機会づくり

②【認定農業者及び集落営農組織等の経営強化支援】

経営管理や組織運営の改善に向けた支援と経営感覚に優れた経営体の育成
・京力農場プランの策定支援 ・会計・税務個別相談会の開催 ・農業機械の作業安全講習会の開催 ・水田経営所得安定対策への加入支援
法人化等に向けた取り組みへの支援
・農業経営法人化に向けた相談会、研修会の開催 ・農業生産法人育成事業の実施

③【農地集約化の推進】

経営規模の拡大に向けた農地の利用集積等の推進
・農地中間管理事業の活用による担い手への面的な農地利用集積の推進 ・耕作放棄地の解消等による優良農地の面積確保
土地利用型農業における省力、低コスト化生産技術の確立
・土地利用型作物（麦、大豆、小豆等）の省力、機械化栽培技術体系の確立 ・関係機関との連携による栽培技術研修会の開催

④【農業経営の多角化への支援】

経営の多角化（6次産業化）の推進
・新たな加工部門や販売部門等を設ける経営の多角化（6次産業化）の推進 ・生産者主体の6次産業化への支援と企業連携の推進
加工や観光資源の活用による付加価値の創造
・新たなビジネスの創出に向けた情報発信 ・生産者と企業等の連携（農商工連携）に対する支援

3. 環境の保全と農業・農村の多面的機能維持

■具体的な施策

①【人と環境にやさしい循環型農業の推進】

耕畜連携による自然循環型農業の拡大
・耕種農家と畜産農家の連携による畜産堆肥の生産、利用体制の拡大 ・畜産堆肥の施用促進による安全・安心エコ農業の推進
土づくり、施肥、病虫害・雑草防除対策等の改善・向上とエコファーマー制度の周知・啓発
・畜産堆肥の施用による土づくりの促進 ・農薬や化学肥料の低減による先進的な営農活動等への支援 ・エコファーマー制度の周知・啓発と認証取得の促進 ・施肥、病虫害・雑草防除技術等に関する情報提供
炭素埋設農法（カーボンマイナス）の取り組みの推進
・京都学園大学をはじめとした教育・研究機関との連携の強化

②【農地を耕作し管理できる仕組みづくりの構築】

集落営農組織や農作業受託組織への支援
・地域の実情に応じた集落営農組織の育成と地域営農サポート体制の確立 ・省力、低コスト化による土地利用型作物の生産拡大と集落営農の組織化支援
景観形成作物、地力増進作物の栽培促進
・農村の自然や景観の維持保全に向けた取り組みの支援 ・遊休農地等を活用した地域振興作物の栽培促進

③【地域ぐるみの保全活動や維持管理体制の推進】

地域共同による農村保全活動への支援
・農地や水路等の地域資源を守り、農村環境の向上に資する共同活動を支援 ・水路、農道等の施設長寿命化のための活動を支援 ・NPO法人等の地域貢献団体との連携による地域保全活動の推進
中山間地域の活性化
・中山間地域等直接支払制度を活用した自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備 ・地域ぐるみの共同活動を通じた中山間地域の活性化支援

4. 都市農村交流と地域活性化

■具体的な施策

①【食と農を通じたにぎわいづくり】

農業体験、食農体験の機会提供への支援
・かめおか農業塾の実施 ・農家民泊等による農業体験受け入れに係る支援
市民農園、農業体験農園の開設支援
・市民農園等の開設支援
農業サポーターによる農業の支援
・農業サポート隊による農業の支援

②【食材の提供機会の充実】

地元産品直売所の販売促進活動への支援
・亀岡市直売連絡協議会への支援 ・直売所マップの作成等による販売拡大や情報発信
地元産食材のPRと供給体制の充実
・地元飲食店、商工関係団体との連携 ・消費者ニーズに対応できる生産、流通、販売システムの確立への支援
食の安全と消費者の信頼確保
・環境に優しい農業やエコファーマーの取り組みPR

③【商工業や観光との連携】

地域食材の流通・販売拠点の拡充
・市内飲食店における地元産食材の利用促進と情報提供 ・ガレリア朝市等の毎日開催型直売所の充実 ・スーパーマーケット等でのインショップ型直売の充実
地元農産物のブランド化への取り組み支援
・地元産食材を活用したコミュニティレストランへの支援 ・地元産食材のＰＲと、６次産業化による加工品開発・販売に係る支援 ・クルベジ®の生産、流通、販売等に係る支援
地域特性を活かした商工・観光振興への取り組み支援
・商工、観光部門と連携し、地産地消をＰＲ ・新たな商品、サービスの開発 ・観光客、修学旅行生等を対象にした体験型ツーリズムの推進 ・亀岡産農作物、農産物加工品の販売

5. 地産地消と食農学習の推進

■具体的な施策

①【食と農の理解促進】

食と農と健康に関する情報の発信・提供
・ホームページ、広報紙等を活用した情報発信・提供 ・地元産食材を使ったレシピ集の作成
将来を担う子どもたちへの食と農の理解促進
・給食だよりを通じた食と農の理解促進 ・小学生と保護者を対象にした「おやこ料理塾」による収穫、調理体験の機会提供
生産者と消費者をつなぐ取り組みの充実
・アグリフェスタの開催

②【食農学習の促進】

学校給食における地元産食材の利用拡大
・地元産米や地元産農産物の学校、保育所給食への利用拡大 ・生産者ネットワークづくりと、生産体制整備への支援
小、中学校における食農体験学習の拡大・支援
・栽培から収穫、調理までの体験学習を通じた食農学習に取り組む小、中学校の拡大・支援

③【地域の「食」と「食文化」の普及・継承】

地域の風土に根ざした伝統的な郷土食や行事食等に関する情報の発信
・おばちゃんの亀岡ふるさと料理塾の開催 ・地域食材を利用した郷土食レシピ等の作成 ・祭りや伝統行事等における食文化の研究と情報発信
地元産食材を利用した料理教室等の実施
・ふるさと料理塾、おやこ料理塾の開催 ・イベントや料理教室等を通じた安全・安心・新鮮な地元産食材のPR ・市内団体等が開催する、地元産食材を利用した料理教室等の支援

【資料】 2010年世界農林業センサス（確定値）

表1) 総農家数及び土地持ち非農家数 単位：戸

	2005年	2010年	増減率 (%)
総農家数	3,222	2,913	△ 9.6
販売農家数	2,489	2,178	△ 12.5
専業農家	357	421	17.9
兼業農家	2,132	1,757	△ 17.6
自給的農家数	733	735	0.3
土地持ち非農家数	706	831	17.7

表2) 年齢別農業就業人口（販売農家） 単位：人

	2005年	2010年	増減率 (%)	構成比 (%)
計	3,746	2,489	△ 33.6	100.0
15～29 歳	337	23	△ 93.2	0.9
30～39 歳	133	43	△ 67.7	1.7
40～49 歳	194	66	△ 66.0	2.7
50～59 歳	465	223	△ 52.0	9.0
60～64 歳	419	327	△ 22.0	13.1
65～69 歳	553	446	△ 19.3	18.0
70～74 歳	651	474	△ 27.2	19.0
75 歳以上	994	887	△ 10.8	35.6

表3) 耕地種類別経営耕地面積（販売農家） 単位：a

	2005年	2010年	増減率 (%)
経営耕地総面積	207,200	189,129	△ 8.7
田	200,600	181,190	△ 9.7
畑	4,900	6,239	27.3
樹園地	1,700	1,700	0.0

表4) 経営耕地面積規模別農家数（販売農家） 単位：戸

	2005年	2010年	増減率 (%)	構成比 (%)
計	2,489	2,178	△ 12.5	100.0
0.3ha 未満	5	8	60.0	0.4
0.3～0.5	624	500	△ 19.9	23.0
0.5～1.0	1,257	1,125	△ 10.5	51.7
1.0～1.5	422	355	△ 15.9	16.3
1.5～2.0	100	102	2.0	4.7
2.0～3.0	58	49	△ 15.5	2.1
3.0～5.0	12	24	100.0	1.1

5.0ha 以上	11	15	36.4	0.7
----------	----	----	------	-----